

平和・憲法、人権・民族と教育(平和・憲法)

護憲活動と文化としての平和

袁口 一哲

一 はじめに

「改憲論議」が再燃している。昨年末の解散総選挙と今夏の参議院選挙により、自民党安倍政権が躍進した結果である。

平和憲法を改悪し「戦争のできる国造り」が、再び始まっている。同時に脅かされる人権。この流れに私たちはどう立ち向かうのか。今私たちは、しっかりとした理論と状況判断が求められている。

また戦後六八年を迎え、私たちは「文化としての平和」を構築する時期を迎えている。改憲論議と並行して、実践と理論を学びあう分科会となった。

今回の討議の柱は、(一) 現政権の憲法改正への狙いは何なのか。そしてそれに対する私たちの理論立てを、どう進めていくのか。(二) 同時に憲法を守る運動を、どのように展開し

ていくのか。(三) 「文化としての平和」を、地域や学校でどのように展開していくのか。

今年の「平和・憲法」分科会には、合計十八名が参加しレポート報告は五本であった。議論の概要を、述べることにする。

二 「憲法を守る運動」はどうあるべきか

札幌弁護士会に所属する若手弁護士神保大地(敬称略)は、「憲法学習」の出前授業を展開している。これまで市民向け講座「憲法ゼミナール」を札幌市内を中心に展開してきたが、その実績を更に進め、複数の弁護士とともにこの活動を実施している。

「個人の尊厳(憲法十三条)」をベースに、「人間一人一人には同じように価値がある。これが最も大切なこと」と言う。そして「この個人の尊厳を、選挙制度から考える」という視点に立つこととした。そのためにはまず、「未成年の若者を対象としているが、選挙を身近に感じてほしい」と言う。

「一票の格差問題」に代表されるように「投票価値の平等」に重点を置き、各地を訪問し出前授業を展開している。この内容については、次年度報告される予定である。活躍を期待したい。

「国民に国家像を押し付け、基本的人権を制限し義務で国民を縛る・これが自民党新憲法草案」というタイトルで、渦中の改憲論争とその中心にある自民党新憲法草案を主にとりあげたのが、**芳賀正志**（高退教 敬称略）である。

芳賀は現在の危険な安倍政権の動きをまとめている。昨年末の総選挙の後、今年七月の参議院選挙では、小選挙区制のマジックで大勝した自民党安倍政権が改憲への道を進む中、「戦後生まれの国会議員の七十パーセント以上が憲法改正を主張している」というこの危機感をまず指摘している。

また自民党新憲法草案については、「国民に国家像を押し付け、個人の内心に踏み込み、義務で国民を縛る」ことをポイントとして指摘している。

同時に、すでに「確立している戦後民主主義の否定」「立憲主義の否定」「平和主義の否定と戦争をできる国への回帰」「民主主義の後退と天皇制国家の復活」「国家による統制強化と人権の後退」が結果的に引き起こされることも指摘し同時に危惧している。まとめとして、こうした社会にならぬよう市民レベルの学習会の必要性を強調した。

「ああ、もうその時はすべてがあまりにも遅すぎたと言わなために」というタイトルで、この改憲に関わる我々の危惧を更

に具体的に指摘したのが、今野皓司（高退教 敬称略）である。

「大変危険なものを感じる。日本の教育は、権力に従順な子供をつくらうという権力闘争の歴史に翻弄されてきた。現在は戦前の学校教育と同じようになってきている」と切り出し、現在の状況をまとめている。

まず憲法改悪への動きについては、この夏の麻生元総理の「ナチスの手口に学べ」発言は、「自民党政権の本音であり、集団的自衛権行使の合憲化を打ち出すことを自民党は目指している」としている。

次に「戦争する国造りの動き」については、「戦争は秘密から始まる」とし、現在話題の「特定秘密保護法の制定、国家安全保障会議の創設、自衛隊の本格的軍隊へ移管」を挙げている。「教育再生の動き」については、「戦争は教室から始まる」とし、「愛国心道徳教育の強制」といじめを口実にした「道徳の教科化」、道立学校の七月からの「日の丸掲揚の強制」、「勤務実態調査の継続」を指摘し、「教え子を再び戦場に送らない」という私たちの運動の原点を改めて確認していくべきことを強調した。

また安倍政権は「憲法を変えずして、憲法を変えようとしている」とし、現在の状況では国民の理解を得られず、憲法を変えることは難しいため他の法律で「戦争のできる国造り」を始めていることを指摘している。

そして目の前にあるのは「国家安全保障基本法案」であり、来年の通常国会での成立を目指していることを指摘し、その内容の危険性として、以下の部分を示した。

第三条の「国は教育、科学技術、建設、運輸、通信その他内政の各分野において、安全保障上必要な配慮を払わなければならない」。国は我が国の平和と安全を確保する上で必要な秘密が適切に保護されるよう、法律上制度上必要な措置を講ずる」。第四条(国民の責務)の「国民は、国の安全保障施策に協力し、我が国の安全保障の確保に寄与し、もって平和で安定した国際社会の実現に努めるものとする」。

指摘された内容は、正にゾツとする内容の羅列であり、私たちの危機感を一層強めた。

二 「文化としての平和」を、地域や学校でどのように展開していくのか

松本徹 (室蘭工業高校教諭 敬称略) は、自身の地歴公民科の授業に関して「教材つくりとその使い方」をまとめている。その根本にあるのは、「学校での平和主義授業」である。科目現代社会の授業では「新鮮なネタを捌いているんです」と語る。扱うネタは「基地の島沖繩」「国防軍」「平和主義と憲法」

など、近年話題のものを扱っている。

また先に紹介した札幌弁護士会の「憲法出前授業」を、果敢に導入したのも松本である。これはクラスごとに二時間続きで実施するもので、計五人の現役弁護士が合計十時間の授業を行うという大規模なものである。

また「裸の王様ってだれ」と称し、時事問題をサザンオールスターズの最新作「ピースとハイライト」を使用して授業を展開するという新企画を導入している。

歌詞の中に登場する「裸の王様とはだれなのか」「お隣の人が怒っていたことはなんなのか」を、生徒に問う形になっている。これには正解はないのであるが、生徒の回答としては「安倍晋三・中国・北朝鮮」などが登場してくるといって実に斬新な取り組みである。

科目地理では、「高遠菜穂子とゆくイラク」と題し、高遠菜穂子氏がフェイスブックで実際に活動地イラクから発信しているものを、高遠氏の承諾を得て「被爆」教材として活用している。現代の最新機器を使用した「生きた教材」製作には、感心させられた。

そして科目世界史では、「九・一八(柳条湖事件)」と「二・八(真珠湾攻撃)」に、ポイントを合わせ、現代の「歴史認識問題」を展開している。また「朝鮮支配と切り離されない満州事変」「曖昧なままの歴史問題と領土問題」「入亜脱従属」

などのキーワードをあげ、独自の「歴史認識に鋭く切り込む授業」を展開していると言える。

次に「見学旅行と平和学習二〇一三 東京編 東京大空襲の取り組み」として、見学旅行での平和学習の実践を報告したのは、**蓑口一哲**（帯広農業高校教諭 敬称略）である。

蓑口は二〇〇一年から「被爆地ヒロシマ」、二〇〇五年からは「オキナワ」を見学旅行に導入し、「平和学習」を展開してきた。しかし近年旅費や航空便の兼ね合いで、両地の訪問を断念する高校が道内では増加しつつある。

そこで提起したのが、「東京でもできる平和学習」である。そこで「東京大空襲」にスポットを当て、訪問地として「言問橋」と「東京大空襲戦災資料館」を挙げている。

数千人の市民が猛火にあぶられ焼死した「言問橋」の存在を知る人は少なく、この先も大いに推薦地として宣伝していきたいと言う。

また「東京大空襲戦災資料館」では、体験者の一人から体験談を聞いている。蓑口は、生徒に対しての事前学習をしっかりと実施し、「体験者のこの人に会いに行くんだよ」という意識付けの重要性を強調している。

博物館で展示物を見るのではなく、生身の人と会うことが大切であり、できれば軍人ではない民間人しかも男性よりは女性

であることが望ましいとしている。そこには「戦争の犠牲性になるのは、結局は民間人と女性である」という視点がある。

また、これらの「平和学習」で生徒に感動や共感を強要するのは避け、「平和の芽」がいつか出てくれるだろうという「種まき作業」と位置付けている。そこには「平和を文化としていく」というこの先の狙いがある。

最後に**石村弘**（元赤平高校教諭 敬称略）より、地域での取り組みを報告していただいた。石村は長年、赤平市周辺の炭鉱における朝鮮・中国人の強制連行や強制労働の実態調査を進めてきた。中でも太平洋戦争末期、赤平市の北炭赤間炭鉱に徴用され病死した朝鮮人の身元を解明し、その遺族が六五年ぶりに遺骨と涙の対面を果たすなどの活動をしてきた。生徒とともに遺骨調査を続け、無縁仏だった遺骨を韓国へ届けた活動は称賛に値する。

また石村は地道な調査活動の中で、赤平市史などに記されている「終戦時に捕虜たちが暴動を起こした」とされる内容が、実際には風評だけで実態は必ずしもなかったとも指摘し、これは今後の活動の課題としている。

韓国側は現在、日本側の謝罪と現地での殉難碑の建立を求めているという。石村は日中韓の「民衆レベルの交流」と同時に、「地域相互の交流」の重要性も述べた。

これらの活動は、大切である。室蘭市をはじめ北海道各地でこれら中国人朝鮮人強制連行者の掘り起こし活動が行われているが、その継続性を含めた広がりとなるとなかなか難しいのが実態である。

十年ほど前に北海道・長野県松代・朝鮮学校・韓国の高校生たちが朱鞠内地区で、掘り起こし活動に合同参加した実績が有名であるが、継続性となるとなかなか困難が多いのが実態である。

しかし、このような地域での活動は「文化としての平和」という観点からは大変意義深いものであり、多くの活動家の今後の活躍が期待される。

二 まとめ

今年度「平和と憲法」分科会としては、「安倍政権の平和憲法への攻撃がどうなるか、またどう展開されるか」に注目していた。

改憲への国民的合意は「現在は無理」と判断した自民党政権は、思わぬ作戦にでてきた。「特定秘密保護法」や「国家安全保障基本法」という周辺法の新設である。「憲法を変えずして、憲法を変える」というわけである。

このように「平和と憲法が危うい」という状況に変化はない。むしろこの状況は進行しているであろう。

私たちは、この状況にどう対応すべきであろうか。これが現在の私たちに課せられた課題である。

「今できることを継続しよう」「私たちの目の前にある平和づくりをしよう」「平和を文化にする市民的な取り組みが大切」などの意見が出された。私たちの取り組みには、終わりが無い。

(帯広農業高校教諭)